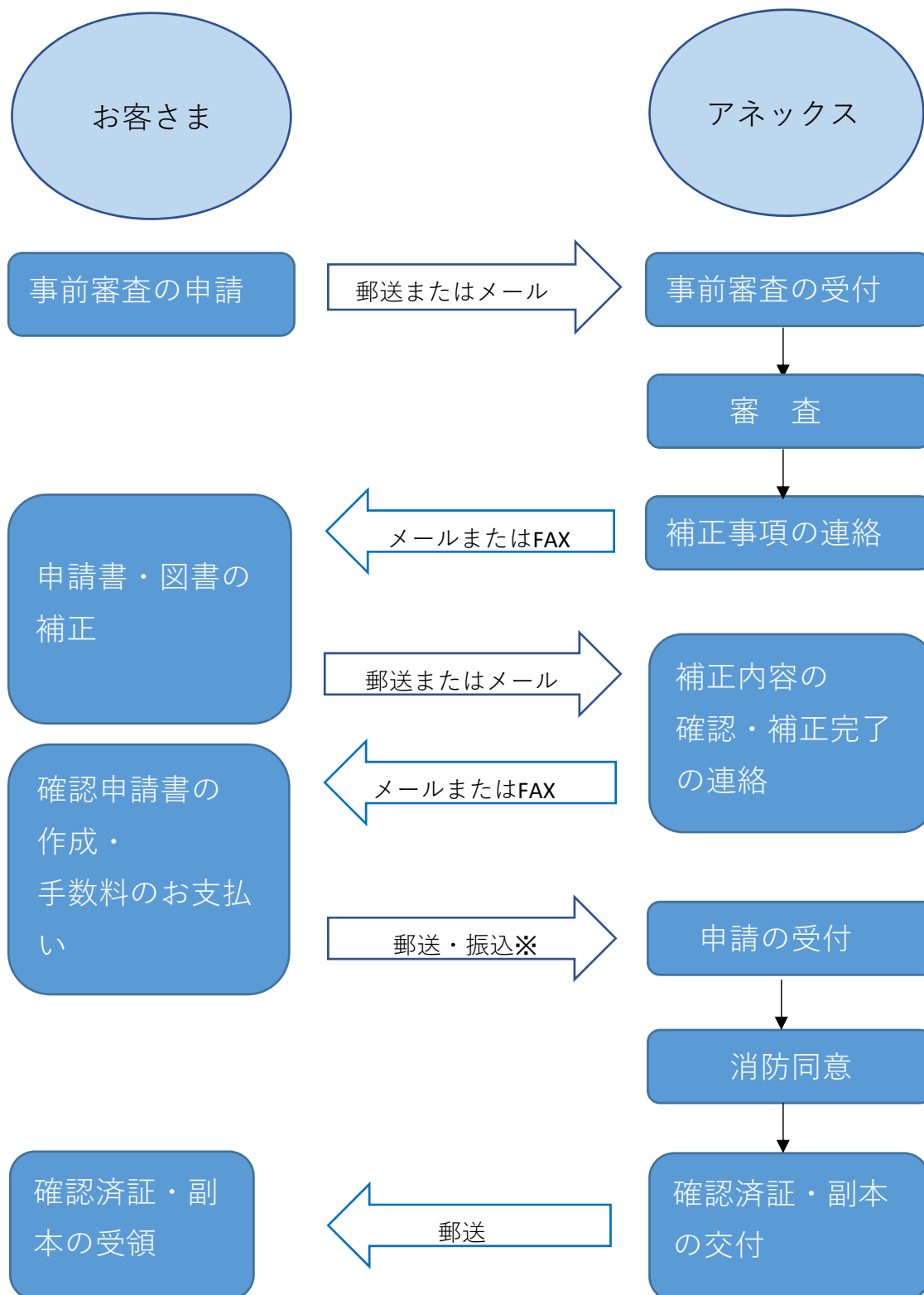


郵送・メールでの確認申請について



(ご注意)

1. 建築基準法第6条第1項第1号または4号（構造計算書の添付が必要ないもの）に限ります。
2. メールの場合は、PDFファイルをお願いいたします。